

信用保証制度のご案内

全国石油協会では、揮発油販売業者の皆様が
資金調達する際に、金融機関からの借入に対する、
債務保証を行っております。
資金調達の円滑化や経営基盤の強化を図るために、
信用保証制度をぜひご活用ください。

「経営力向上計画」で
揮発油販売業者の設備投資
などをサポート!

債務保証

全国石油協会

融資

金融
機関

揮発油
販売業者

信用保証制度の概要

保証の種類	資金使途	借入限度額	保証金額	保証割合	借入期間	保証料率	保証倍率	対象資金																																																				
小口運転資金	運転資金	1給油所運営	3,000万円	2,850万円	95%	5年以内	年0.8% (対象資金 3.(注1) の場合 年0.2%)	100倍	<ol style="list-style-type: none"> 揮発油等の石油製品に係る仕入及び販売に要する経費 タイヤ、自動車関連各種部品等の仕入及び販売に要する経費 給油所設備機器の導入及び更新等に付随する経費 * 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に付随する経費を含む。(注1) 地下埋設物の入換工事に伴う油漏れ等の土壌状況調査及び土壌汚染浄化工事 従業員の採用、教育及び賃金の支払いに要する経費 営業権等新たな経営資源の取得に要する経費、及び兼業事業の経営に要する一切の経費 																																																			
		2給油所以上運営	6,000万円							5,700万円	小口設備資金	設備資金	1給油所運営	6,000万円	5,700万円	95%	10年以内	年0.8% (対象資金 3.(注2) の場合 年0.2%)	100倍	<ol style="list-style-type: none"> 揮発油販売業の事業継続に必要な用地、設備機器の導入及び更新等に要する経費 地下埋設物の入換、地下タンクの漏洩防止に係る内面ライニング施工工事及び電気防食システム設置工事、精密油面計設置工事 中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた揮発油販売業者が、同計画に基づき設備の取得に要する経費(注2) その他兼業を含め、事業継続に必要な設備設置に要する経費 	2給油所以上運営	10,000万円	9,500万円	セーフティネット資金	運転資金	1給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円未満	1企業 2,500万円	1企業 2,375万円	95%	5年以内	年0.6%	100倍	<ol style="list-style-type: none"> 揮発油等の石油製品に係る仕入及び販売に要する経費 タイヤ、自動車関連各種部品等の仕入及び販売に要する経費 給油所設備機器の導入及び更新等に付随する経費 * 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に付随する経費を含む。 従業員の採用、教育及び賃金の支払いに要する経費 営業権等新たな経営資源の取得に要する経費、及び兼業事業の経営に要する一切の経費 	2～5給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円以上～15億円未満	1企業 3,500万円	1企業 3,325万円	6～9給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高15億円以上～27億円未満	1企業 5,000万円	1企業 4,750万円	10給油所以上運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高27億円以上	1企業 15,000万円	1企業 14,250万円	災害運転資金	運転資金	1給油所運営	500万円	475万円	95%	5年以内	年0.4%	100倍	<p>災害(気象災害、地震等)により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な経費</p> <p>但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有している揮発油販売業者に限る。</p>	2給油所以上運営	1,000万円	950万円	災害設備資金	設備資金	1給油所運営	500万円	475万円
小口設備資金	設備資金	1給油所運営	6,000万円	5,700万円	95%	10年以内	年0.8% (対象資金 3.(注2) の場合 年0.2%)	100倍	<ol style="list-style-type: none"> 揮発油販売業の事業継続に必要な用地、設備機器の導入及び更新等に要する経費 地下埋設物の入換、地下タンクの漏洩防止に係る内面ライニング施工工事及び電気防食システム設置工事、精密油面計設置工事 中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定を受けた揮発油販売業者が、同計画に基づき設備の取得に要する経費(注2) その他兼業を含め、事業継続に必要な設備設置に要する経費 																																																			
		2給油所以上運営	10,000万円							9,500万円	セーフティネット資金	運転資金	1給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円未満	1企業 2,500万円	1企業 2,375万円	95%	5年以内	年0.6%	100倍	<ol style="list-style-type: none"> 揮発油等の石油製品に係る仕入及び販売に要する経費 タイヤ、自動車関連各種部品等の仕入及び販売に要する経費 給油所設備機器の導入及び更新等に付随する経費 * 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に付随する経費を含む。 従業員の採用、教育及び賃金の支払いに要する経費 営業権等新たな経営資源の取得に要する経費、及び兼業事業の経営に要する一切の経費 	2～5給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円以上～15億円未満	1企業 3,500万円	1企業 3,325万円			6～9給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高15億円以上～27億円未満	1企業 5,000万円	1企業 4,750万円						10給油所以上運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高27億円以上	1企業 15,000万円	1企業 14,250万円	災害運転資金	運転資金	1給油所運営	500万円	475万円	95%	5年以内	年0.4%	100倍	<p>災害(気象災害、地震等)により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な経費</p> <p>但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有している揮発油販売業者に限る。</p>	2給油所以上運営	1,000万円	950万円	災害設備資金	設備資金	1給油所運営	500万円	475万円	95%	10年以内	年0.4%	100倍	<p>災害(気象災害、地震等)により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な施設の修復、設備機器の導入等に要する経費</p> <p>但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有し、罹災証明書(被害があったことを証する書類で地方自治体が発行するもの)を提出した揮発油販売業者に限る。</p>	2給油所以上運営
セーフティネット資金	運転資金	1給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円未満	1企業 2,500万円	1企業 2,375万円	95%	5年以内	年0.6%	100倍	<ol style="list-style-type: none"> 揮発油等の石油製品に係る仕入及び販売に要する経費 タイヤ、自動車関連各種部品等の仕入及び販売に要する経費 給油所設備機器の導入及び更新等に付随する経費 * 中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画に付随する経費を含む。 従業員の採用、教育及び賃金の支払いに要する経費 営業権等新たな経営資源の取得に要する経費、及び兼業事業の経営に要する一切の経費 																																																			
		2～5給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高3億円以上～15億円未満	1企業 3,500万円	1企業 3,325万円																																																								
		6～9給油所運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高15億円以上～27億円未満	1企業 5,000万円	1企業 4,750万円																																																								
		10給油所以上運営又は揮発油等の石油製品販売に係る売上高27億円以上	1企業 15,000万円	1企業 14,250万円																																																								
災害運転資金	運転資金	1給油所運営	500万円	475万円	95%	5年以内	年0.4%	100倍	<p>災害(気象災害、地震等)により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な経費</p> <p>但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有している揮発油販売業者に限る。</p>																																																			
		2給油所以上運営	1,000万円	950万円						災害設備資金	設備資金	1給油所運営	500万円	475万円	95%	10年以内	年0.4%	100倍	<p>災害(気象災害、地震等)により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な施設の修復、設備機器の導入等に要する経費</p> <p>但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有し、罹災証明書(被害があったことを証する書類で地方自治体が発行するもの)を提出した揮発油販売業者に限る。</p>	2給油所以上運営	1,000万円	950万円																																						
災害設備資金	設備資金	1給油所運営	500万円	475万円	95%	10年以内	年0.4%	100倍	<p>災害(気象災害、地震等)により、被害を受けた揮発油販売業者が当該給油所等の復旧又は運営を継続するために必要な施設の修復、設備機器の導入等に要する経費</p> <p>但し、災害救助法の適用を受けた地域に運営給油所を有し、罹災証明書(被害があったことを証する書類で地方自治体が発行するもの)を提出した揮発油販売業者に限る。</p>																																																			
		2給油所以上運営	1,000万円	950万円																																																								

* 設備資金は、調達資金の全額について保証制度が利用できます。但し、補助金の交付を受けた場合には、受領した補助金相当額について、一部繰上償還をして頂くことになります。
* 担保の設定が必要となる場合があります。

